

平成29年度第1回 高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会

議 事

- (1) 会長の選任について
- (2) 高松市立地適正化計画(仮称)【素案】パブリックコメント及び説明会等の実施報告について
- (3) 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画改定の基本的な考え方について
- (4) その他

(2) 高松市立地適正化計画(仮称)【素案】パブリックコメント及び説明会等の実施報告について

- 1 立地適正化計画のスケジュール及び説明会等実施結果について
- 2 素案に対する意見
- 3 原案化作業

資料2 パブリックコメント実施結果

資料3 説明会等意見と市の考え方

資料4 懇談会及び都市計画審議会意見と市の考え方

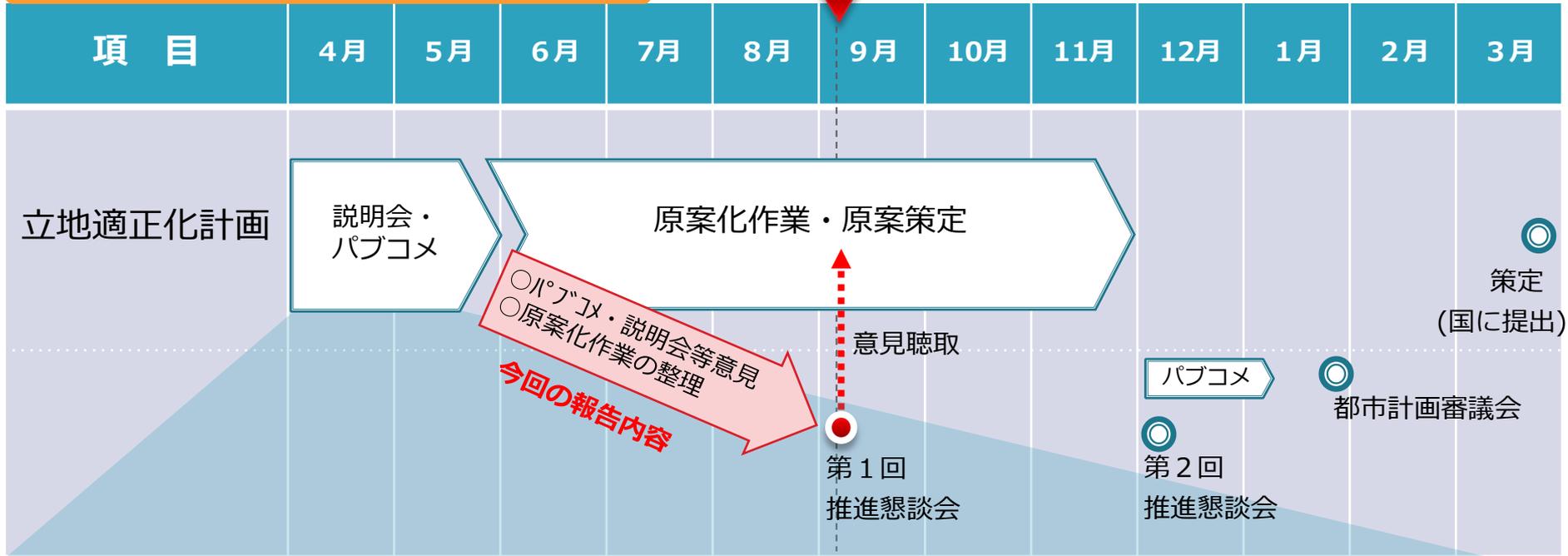
(3) 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画改定の基本的な考え方について

- 1 記載項目の変更
 - ① 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画の位置付け
 - ② 区域設定の変更及びこれに対応したまちづくりの方向性
 - ③ 施策体系
- 2 今後のスケジュール

(4) その他

1 立地適正化計画のスケジュール及び説明会実施結果について

立地適正化計画のスケジュール



○パブリックコメント **資料2**

募集期間：H29.4.25～5.31
意見総数：31件

○医師会説明会 **資料3**

開催日：H29.7.11
意見総数：1件

○説明会等実施状況 **資料3**

説明会等	日程	回数 (回)	参加人数 (人)	意見総数 (件)
説明会	H29.4.25～5.31	15カ所 (16回)	287	89
市政出前ふれあい トーク(多肥)	H29.5.18	1	42	
市政出前ふれあい トーク(香南)	H29.5.24	1	14	
市政出前ふれあい トーク(円座)	H29.7.25	1	54	
建築関係事業者向け 説明会	H29.8.4	2	35	

○高松市コンパクト・ エコシティ推進懇談会 **資料4**

開催日：H29.3.1
意見総数：26件

○高松市都市計画審議会 **資料4**

開催日：H29.3.28
意見総数：5件

2 素案に対する意見

実施結果

(高松市コンパクト・エコシティ推進懇談会、高松市都市計画審議会、パブリックコメント、説明会等)

	A 意見の趣旨等 を反映し、計 画案に盛り込 むもの	B 意見の趣旨等 は、計画案に 盛り込み済み のもの	C 今後の検討課 題とし参考と するもの	D 計画案に盛り 込まないもの	E その他質問等	計
①計画全般について	1	2	7	0	25	35
②都市機能誘導区域につ いて	0	1	0	0	2	3
③誘導施設について	0	0	1	2	4	7
④居住誘導区域について	1	2	2	0	2	7
⑤公共交通について	0	2	5	2	29	38
⑥誘導施策について	1	0	26	0	7	34
⑦誘導区域外について	0	3	1	0	1	5
⑧その他	1	0	8	2	12	23
計	4	10	50	6	82	152

3 原案化作業

立地適正化計画【素案】目次

章	項目
1章	計画策定の目的と位置付け
2章	高松市の現状と課題
3章	立地の適正化に関する基本的な方針
4章	都市機能誘導区域
5章	誘導施設
6章	居住誘導区域
7章	届出制度
8章	公共交通に関する事項
9章	誘導施策
10章	計画の推進に向けて
11章	立地適正化計画区域外におけるまちづくりの方向性

事務局にて、原案化に向けて見直し、又は詳細を定める事項

①区域境界

居住誘導区域の設定ルールに従って設定した居住誘導区域と一般居住誘導区域の境界について、地形地物に従い境界を定める。

②新駅（太田～仏生山駅間）周辺の土地利用

琴電太田駅～仏生山駅の新駅整備等を見据え、土地利用等について検討し、考え方を示す。

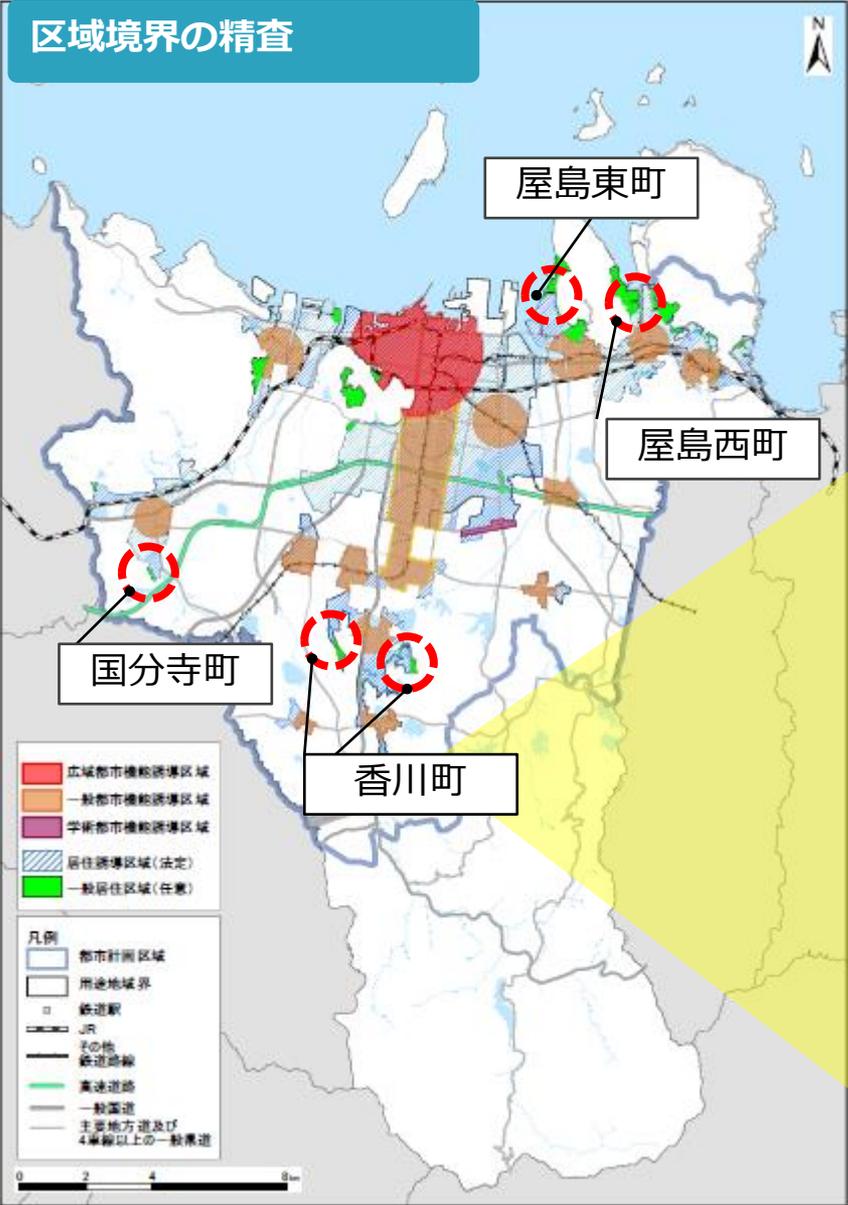
③施策体系

施策の方針に対応した施策を設定し、取り組むべき内容を具体的表現で示す。

④数値目標・効果指標の設定

本計画の推進により、市民の皆様が享受できる効果をメリットとして示すため、設定する施策目標とその達成により期待される効果を定量化する。

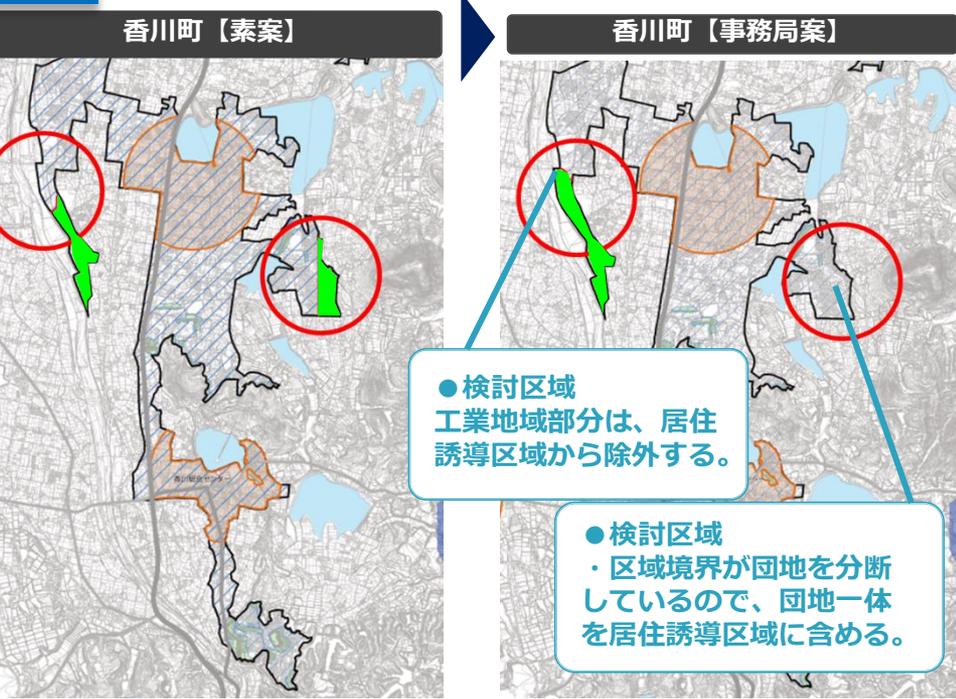
①区域境界



居住誘導区域設定における区域境界の考え方

- 地形地物に応じて区域設定する。
- 区域境界が団地を分断している場合、団地一体を居住誘導区域に含める。
- 特別史跡については、居住誘導区域から除外する。
- 工業地域部分は、居住誘導区域から除外する。

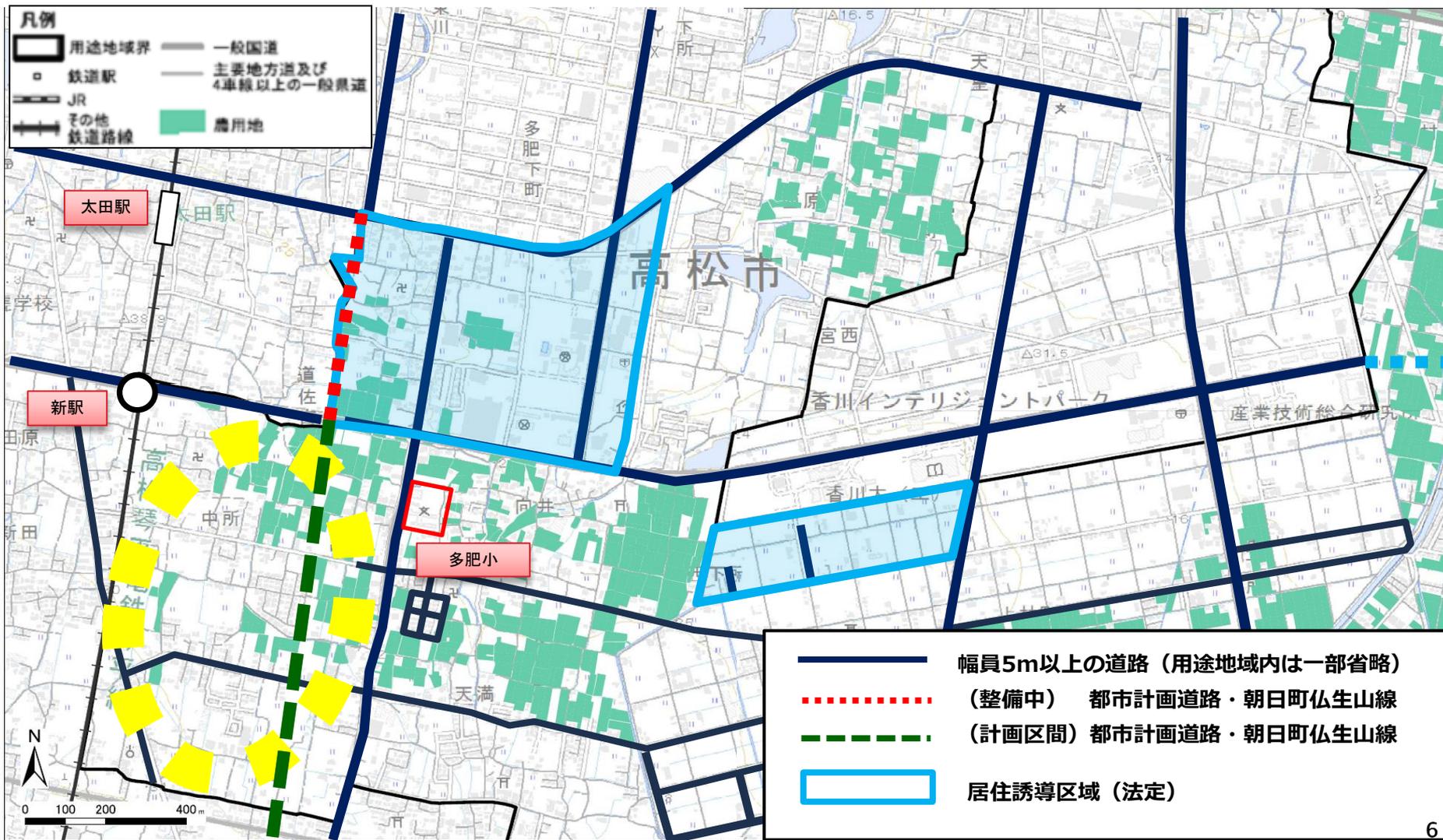
事例 基本的な考えに沿って、居住誘導区域境を精査



②新駅（太田～仏生山駅間）周辺の土地利用について

新駅周辺の土地利用について

新駅（太田～仏生山駅間）整備に伴う周辺のまちづくり及び県道沿線の土地利用について、現況や地元の意見等を踏まえ、原案において基本的考え方を示す。



③施策体系について

●施策の方針に対応した施策を設定し、取り組むべき内容を具体的表現で示す。

●各施策の成果指標の検討（案）

施策区分	施策の方針	施策	取り組むべき内容	指標
都市機能の誘導を図るための施策	都市機能・生活機能の集約・強化	都市機能の誘導や高質化	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生整備計画（仏生山地区）のほか、「都市再構築戦略事業」や「都市機能立地支援事業（民間補助）」の導入を検討し、医療・福祉・商業など、各拠点の特性に応じた都市機能について、民間活力も活用しながら、維持・誘導を図ります。 	○昼間人口（人）
		中心市街地の魅力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化事業の活用など、中心市街地ににぎわい向上に資する効果的な支援を実施し、広域交流拠点としての都市機能の集約・強化を図ります。 	○中央商店街の歩行者通行量（人）
	居住人口の維持・誘導 （居住誘導に関する直接的な施策）	定住人口の維持・誘導	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク制度や空き家改修補助事業などの既存ストックの活用や、定住に向けたインセンティブの設定等を構築し、定住人口の維持・誘導を図ります。 	○居住誘導区域内の人口比率（%）
		選ばれる地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に応じた魅力の向上により、若者や子育て世代などから選ばれる、移り住みたい地域づくりを推進します。 	○居住誘導区域内の年間社会増（人）
	地域の暮らしやすさの向上 （居住誘導区域内での取組）	良好な居住環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波対策海岸堤防等整備計画や公園整備事業などの推進により、誰もが安全で安心して健やかに暮らせる魅力的な環境を創出します。 	○居住誘導区域外への転居及び転出率（%）
		人との繋がりのある地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの再生と、地域包括ケアシステムなどの強化を進め、あらゆる世代の人が地域で暮らしやすい環境を構築します。 	
	公共交通ネットワークの再編	持続可能な公共交通ネットワークの再構築	<ul style="list-style-type: none"> 新駅整備事業や複線化事業等の鉄道幹線軸強化を初めとし、これらの結節を基本としたフィーダー系統などのネットワークの再構築を図ります。 	○交通結節拠点におけるバス路線の結節数（都心部を除く）（路線）
		公共交通の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ICカードを利用した乗り継ぎ割引などの公共交通の利便性の向上による利用促進を図ります。 	○公共交通機関利用率（%）
	都市経営の効率化	効率的で効果的な行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ファシリティマネジメント推進事業を始めとする既存公共施設の有効活用などによる行財政運営の適正化に努めます。 既存事業の集約再編などによる行政サービスの効率化を図ります。 	○経常収支比率（%）
	市街地拡大の抑制	土地利用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能や居住、農地利用など、目指すべき都市の骨格構造に即した土地利用を推進し、居住環境を維持します。 	○居住誘導区域内での開発許可申請比率（%）
市街地の有効活用		<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地等の未利用地や既存ストックを活用し、生活利便性が高いエリアへ居住を誘導することにより、市街地拡大を抑制します。 	○中心市街地の居住人口の割合（%）	

※誘導区域外の施策及び各事業は、改定予定の多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画において記載する。

④数値目標・効果指標の設定について

●本計画の推進により、市民の皆様が享受できる効果をメリットとして示すため、設定する施策目標とその達成により期待される効果を定量化する。

「課題～ターゲット～施策～目標・効果」

都市の課題

本市の課題

①市民の生活利便性の維持・確保

- 人口密度の維持による医療・商業等の生活サービス機能の維持、確保



②公共交通の維持・充実

- 高齢者等の公共交通等移動手段の確保
- 居住や生活サービス機能と連携した公共交通ネットワークの構築



⑤都市経営の効率化

- 公共施設等の統廃合・長寿命化、既存ストックの活用などによる財政負担の軽減
- 市街地の郊外への拡大抑制



③都市活力の維持・向上

- 中心市街地や各地域の中心地における都市機能の集積
- 人口減少対策として居住の誘導
- 空き家対策の推進



④地域の暮らしやすさの向上

- コミュニティの再生と強化
- 地域包括ケアの構築
- 防災、減災対策の推進



まちづくりの方針(ターゲット)

コンパクト・プラス・ネットワークで繋がる ひと 地域 未来

課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)

検討(たたき台)

ストーリーの軸となる主要施策

効率的で効果的な行財政運営の推進



- 現在の支所の取り扱いサービスを拡大させた、総合的な窓口を有する出先機関である総合センターを整備する。
- 地域包括支援センター・保健センターの出先機関を統合し、一体的な窓口を提供する。

持続可能な公共交通ネットワークの再構築



- 新駅整備、駅前広場整備。
- 鉄道幹線軸強化(複線化)。
- 既存のバス路線網を見直し、幹線軸への結節を基本としたフィーダー系統へとネットワークの再編を図る。

定住人口の維持・誘導



- 目指すべき都市の骨格構造に即した土地利用を促進し、土地利用規制の見直し等を検討する。
- 未利用地や空き家等の既存ストックを活用し、居住誘導区域内へ誘導を図る。

定量的な目標値の設定

- 経常収支比率 (%)

- 交通結節拠点におけるバス路線の結節数(都心部を除く)

- 居住誘導区域内の人口比率

期待される効果を定量化

効果

- 例 ●都市経営コスト
- 自立高齢者率

- ← 目標に対して連動するような効果を設定する
- 住みやすさの満足度

(2) 高松市立地適正化計画(仮称)【素案】パブリックコメント及び説明会等の実施報告について

- 1 立地適正化計画のスケジュール及び説明会等実施結果について
- 2 素案に対する意見
- 3 原案化作業に向けた作業

資料2 パブリックコメント実施結果

資料3 説明会等意見と市の考え方

資料4 懇談会及び都市計画審議会意見と市の考え方

(3) 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画改定の基本的な考え方について

- 1 記載項目の変更
 - ① 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画の位置付け
 - ② 区域設定の変更及びこれに対応したまちづくりの方向性
 - ③ 施策体系
- 2 今後のスケジュール

(4) その他

1 記載項目の変更

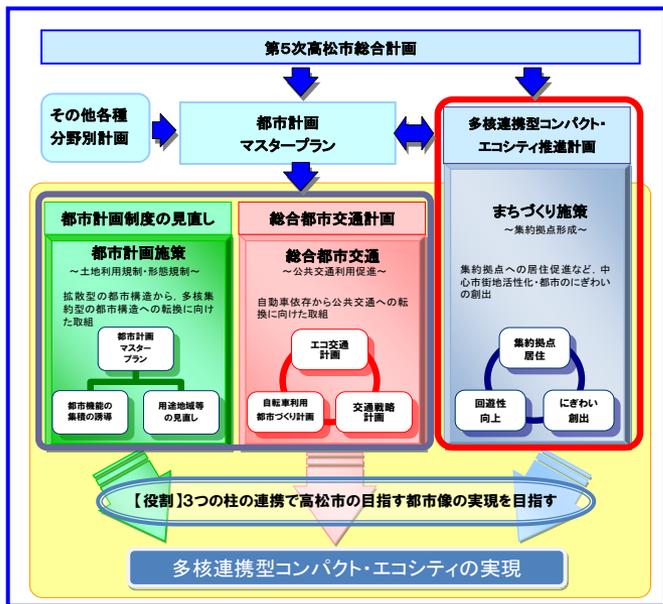
現行推進計画	改定の方針	
<p>1 目的</p> <p>計画策定の目的 計画の位置付けとその役割</p>	<p>1 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画（H25.2）以降に策定又は改定された上位計画及び、新たに策定する立地適正化計画と関連する計画との関係について、<u>位置付けを明示する。</u></p>	<p>☑ 主な記載項目の変更 ①</p>
<p>2 計画策定の背景</p> <p>市域及び都市計画区域の変遷 都市計画制度の見直し</p>	<p>2 地域公共交通再編実施計画及び網形成計画の策定、都市計画マスタープランの改定、立地適正化計画の策定について追加する。</p>	
<p>3 コンパクト・エコシティの推進に関する現況と課題</p> <p>現況調査の調査概要 市民意識調査の結果概要 意見交換会のまとめ 課題の整理と問題解決のための視点</p>	<p>3 現況調査の調査概要を最新資料に差し替える。 ・市民意識調査、意見交換会（説明会）のまとめについては、立地適正化計画よりコンパクト関係部分を抽出して記載する。 ・課題の整理と問題解決のための視点については、立地適正化計画で整理した課題を踏まえて、一部内容を変更するとともに、わかりやすい表現方法に変更する。</p>	
<p>4 目指す将来都市構造</p>	<p>4 変更なし</p>	
<p>5 地域区分とまちづくりの方向性</p> <p>地域区分及び拠点の考え方 まちづくりの方向性</p>	<p>5 <u>まちづくりの方向性の項目を削除し、まちづくりの基本方針に一本化する。</u> ・現行計画で、集約拠点と拠点外の2つに分けている区域設定を、立地適正化計画に合わせて、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導区域外の<u>3つの区域設定に変更する。</u></p>	<p>☑ 主な記載項目の変更 ②</p>
<p>6 まちづくりの基本方針</p>	<p>6 区域の変更に伴い、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画における<u>新たな施策体系を示す。</u></p>	
<p>7 施策の体系</p>	<p>7 新たな施策体系に従って、<u>取り組むべき内容を改定する。</u></p>	<p>☑ 主な記載項目の変更 ③</p>
<p>8 施策の方針に基づく取り組むべき内容</p> <p>各拠点における取組及び将来のイメージ</p>	<p>8 コンパクト・エコシティ推進施策については、具体的な実施事業を見直す。</p>	
<p>9 実現に向けて</p> <p>・コンパクト・エコシティの実現に向けた段階的展開 ・推進施策 ・推進に向けた実施体制・推進体制</p>		

④ 主な記載項目の変更① 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画の位置付け

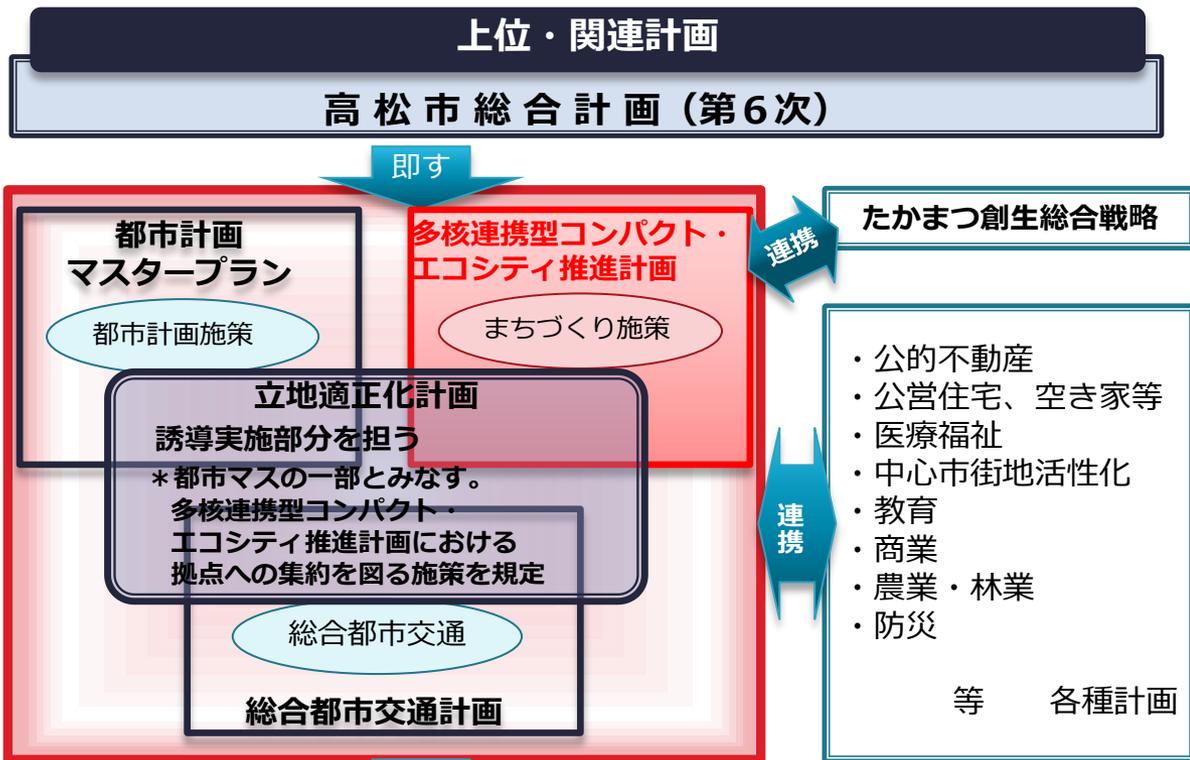
(1) 推進計画と上位・関連計画との位置付け

多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画（H25.2）以降に策定又は改定された上位計画及び、新たに策定する立地適正化計画と関連する計画との関係について、位置付けを明示する。

改定前



改定後



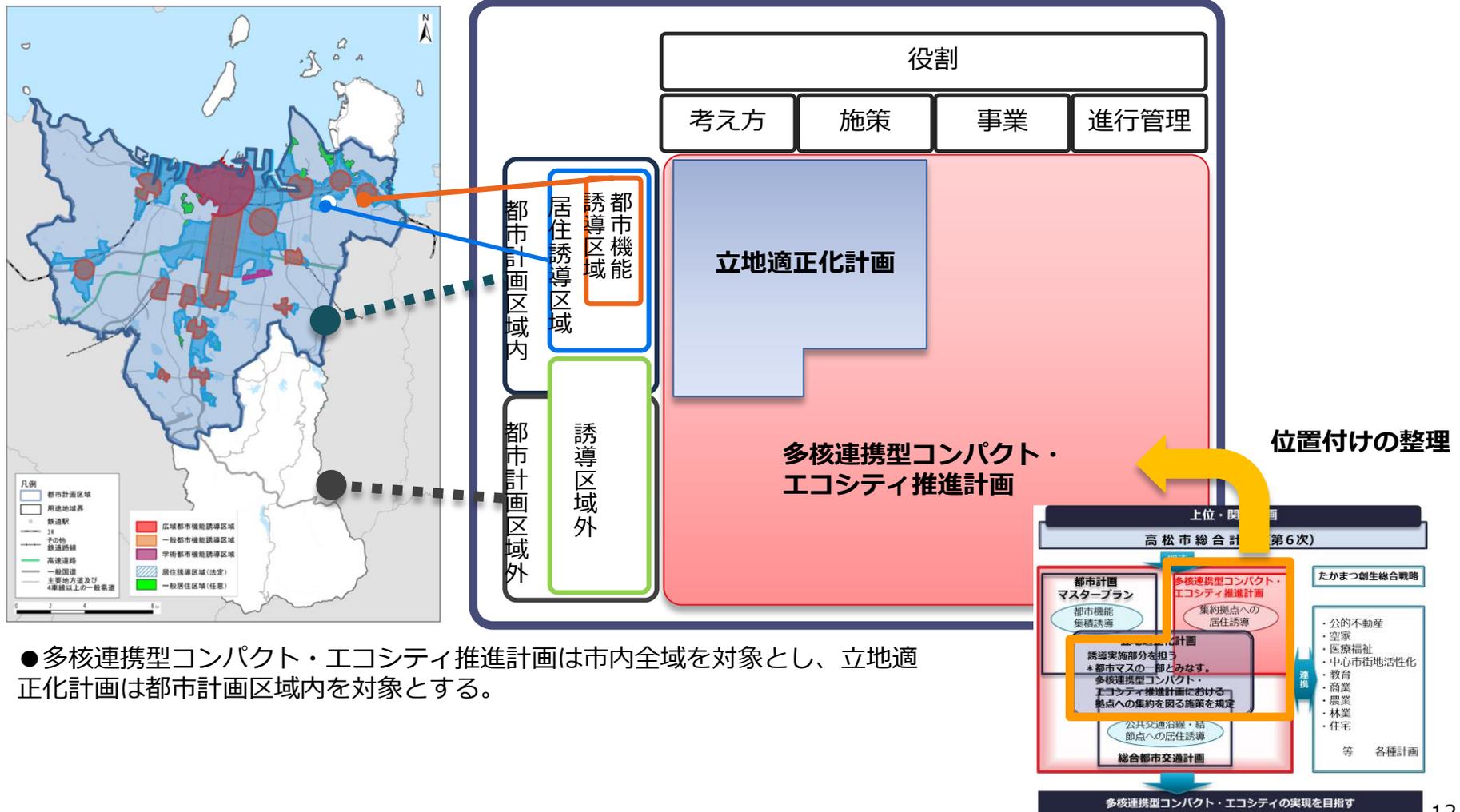
まちづくりの基本となる4つの計画の整合・連携を図り、高松市の目指す都市像の実現に取り組む

多核連携型コンパクト・エコシティの実現

(2) 推進計画と立地適正化計画の位置付け

改定後の推進計画においても、市域全体を対象とし、立地適正化計画に登載するまちづくりの考え方・施策に加えて誘導区域外の考え方・施策を登載する。

また、取り組むべき具体的な事業を登載し、これらの施策・事業を一元的に進行管理を行う。

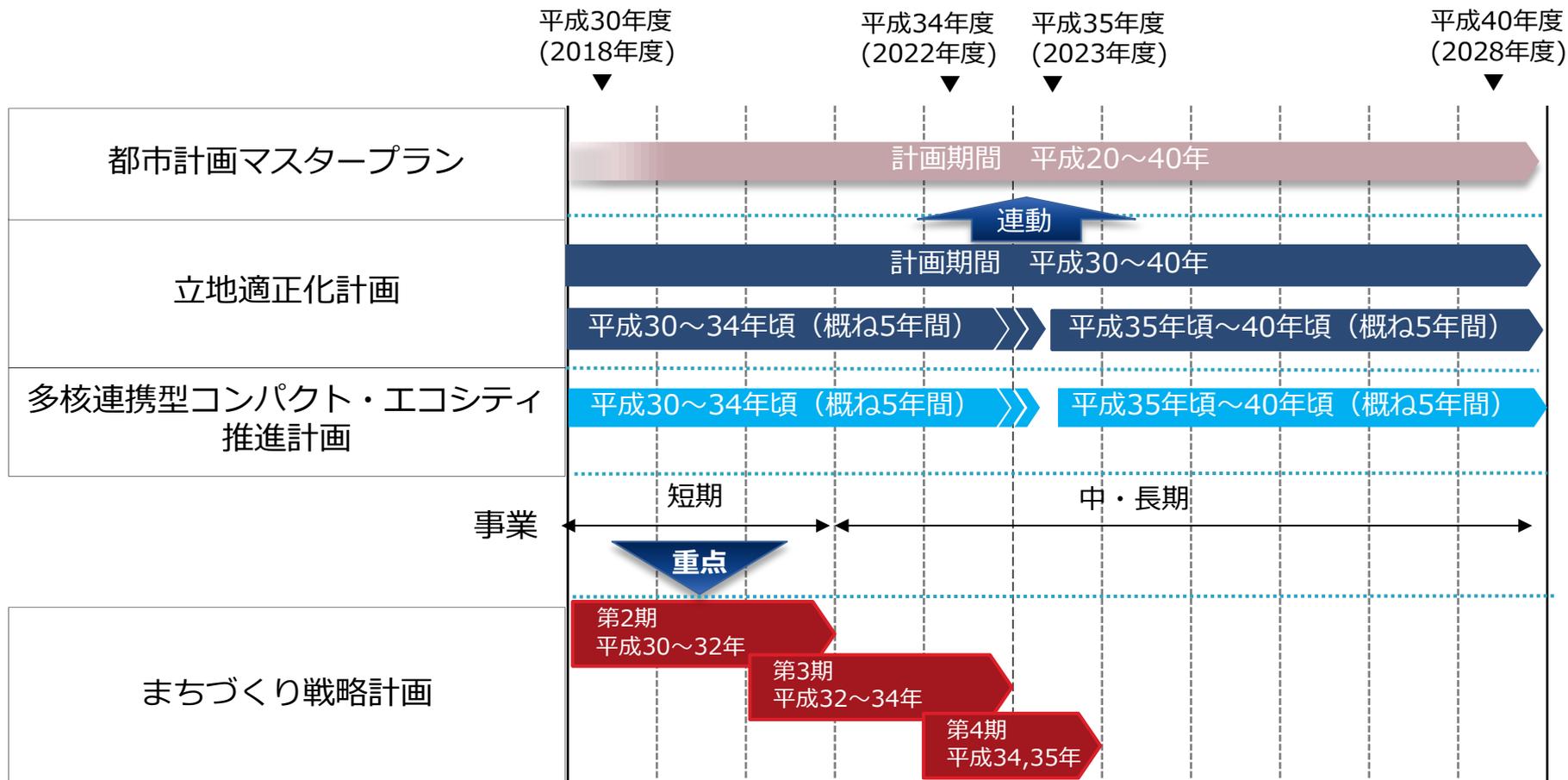


●多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画は市内全域を対象とし、立地適正化計画は都市計画区域内を対象とする。

(3) 多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向けた段階的展開

改定後の推進計画に登載する事業は、平成30年度～32年度の短期事業とそれ以外の中・長期事業に分類し、その後も、まちづくり戦略計画の検討と合わせて見直し等を行う。

また、毎年、推進計画に登載する事業の進行管理を行うとともに、概ね5年ごとに、立地適正化計画見直し検討との整合を図りながら、推進計画全体の見直しを検討する。



※現況の都市構造に大きな変動がある場合や、都市計画マスタープランの見直しが生じた場合などには随時見直しを行うものとします。

● 区域設定とまちづくりの方向性

改定前

- ・ 区域設定は集約拠点と拠点外の2つ。
- ・ 区域は概ねの範囲で明確に設定していない。



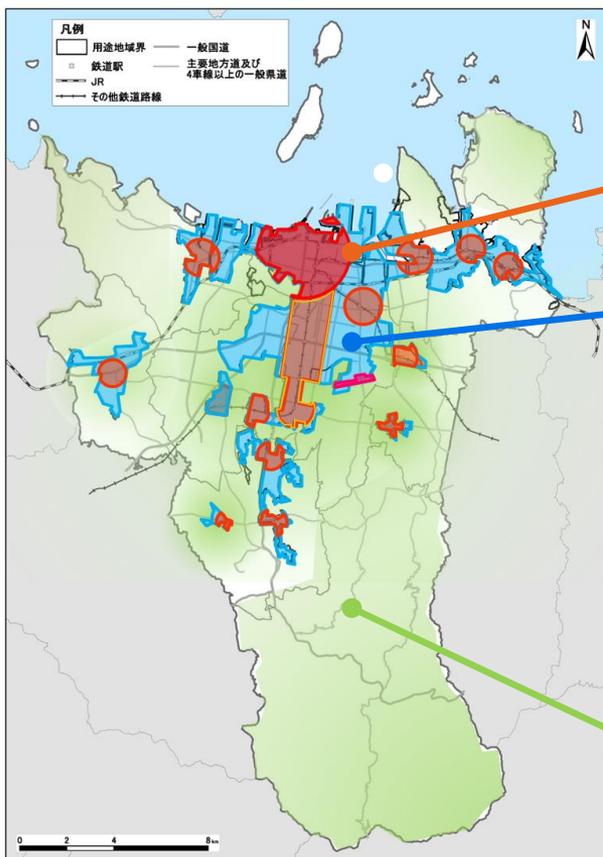
区域区分	拠点	まちづくりの方向性
集約拠点	広域交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能が集積し、魅力的な居住環境があり、公共交通や徒歩で生活できるまち
	地域・生活交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活機能が集積し、魅力的な居住環境があり、公共交通を生かした生活ができるまち
拠点外		<p>豊かな自然に囲まれ、公共交通を活用しながら、地域の豊かさを感じられるまちを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな都市基盤の整備はできる限り抑制したコンパクトな都市構造のまち ・ 自然と調和した居住環境の形成や、生活に必要な環境(商業施設や公共交通網)があり、地域の実情に即した、コミュニティ協議会等の自主・自律的なまちづくり活動等に支えられ、集約拠点と活発に交流ができるまち

【まちづくりの基本方針】

広域交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能が集積を生かした“生活支援サービスの利便性”が高く“にぎわい”のあるまちづくり ・ 公共交通の利便性を生かした“歩いて暮らせる”まちづくり ・ 人口や都市機能の集積を生かした“コミュニティと安心”のあるまちづくり
地域・生活交流拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活機能の集積を生かした“不便のない暮らしを享受できる”まちづくり ・ 公共交通を生かした“環境にやさしい”まちづくり ・ コンパクトなまちの形を生かした“コミュニティと安心”のあるまちづくり
拠点外(用途白地地域等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の山や海などの自然資源を生かした“自然と共生する”まちづくり ・ コミュニティバスなどの公共交通を生かした“乗り分けて暮らせる”まちづくり ・ 豊かな田園風景を生かした“拠点との交流”と“コミュニティと安心”のあるまちづくり

改定後

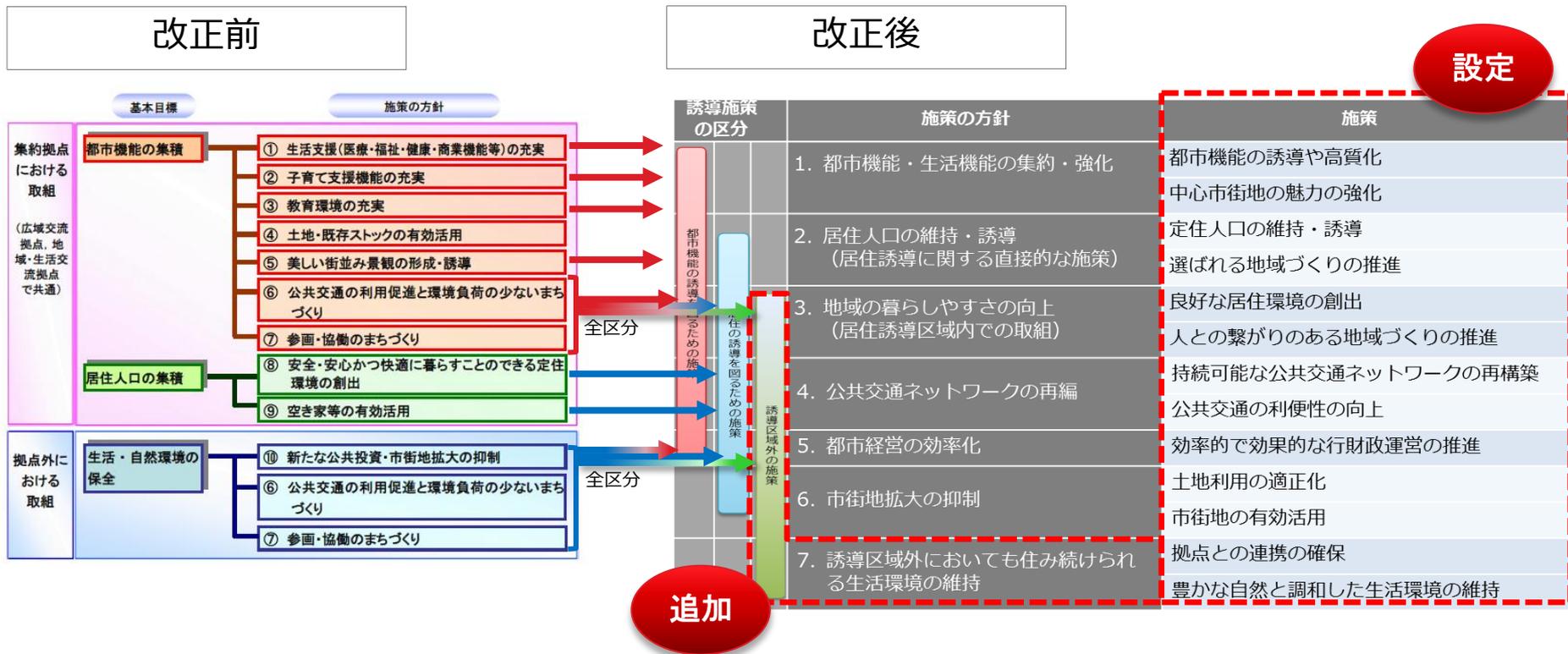
- ・区域設定については、立地適正化計画に合わせて、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導区域外の3つとする。
- ・まちづくりの方向性をまちづくりの基本方針に一本化する。



区域設定	まちづくりの基本方針	拠点区分	
都市機能誘導区域	広域都市機能誘導区域	環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域的な拠点性の強化と都市の魅力の向上に向けた広域的な役割をもった都市機能の維持・誘導を図る。	広域交流拠点
	一般都市機能誘導区域	居住に近い地域で利便性の高いサービスを受けられるよう、日常生活に係る身近な都市機能の維持・誘導を図る。	地域交流拠点 生活交流拠点
	学術都市機能誘導区域	研究開発や新規産業創出の拠点として、学術・研究等の都市機能の維持・誘導を図る。	学術研究拠点
居住誘導区域	人口密度の維持による医療・商業等の生活サービス機能の維持、確保を通じ、暮らしやすさの向上を図る。	—	
誘導区域外	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ等の自主自立的な活動等に支えられ、恵まれた自然と調和した、地域の豊かさを感じられるまちを目指す。 ・公共交通や幹線道路等の生活を支えるインフラを確保し、将来にわたり住み続けられる生活環境を維持する。 	—	

(1) コンパクト・エコシティ推進計画の施策体系

施策の体系は、立地適正化計画における施策の方針「1.都市機能・生活機能の集約・強化」から「6.市街地拡大の抑制」に誘導区域外を対象とした「7.誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持」を追加する。その中でそれぞれの施策の方針に対応した施策を設定する。



施策の方針7を追加し、立地適正化計画とコンパクト・エコシティ推進計画の施策を整理する。

(2) 施策の方針に基づく取り組むべき内容 (改定後)

誘導施策の区分	施策の方針	施策	取り組むべき内容
都市機能の誘導を図るための施策	1. 都市機能・生活機能の集約・強化	都市機能の誘導や高質化	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生整備計画(仏生山地区)のほか、「都市再構築戦略事業」や「都市機能立地支援事業(民間補助)」の導入を検討し、医療・福祉・商業など、各拠点の特性に応じた都市機能について、民間活力も活用しながら、維持・誘導を図ります。
		中心市街地の魅力の強化	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化事業の活用など、中心市街地ににぎわい向上に資する効果的な支援を実施し、広域交流拠点としての都市機能の集約・強化を図ります。
	2. 居住人口の維持・誘導(居住誘導に関する直接的な施策)	定住人口の維持・誘導	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク制度や空き家改修補助事業などの既存ストックの活用や、定住に向けたインセンティブの設定等を構築し、定住人口の維持・誘導を図ります。
		選ばれる地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に応じた魅力の向上により、若者や子育て世代などから選ばれる、移り住みたい地域づくりを推進します。
	3. 地域の暮らしやすさの向上(居住誘導区域内での取組)	良好な居住環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波対策海岸堤防等整備計画や公園整備事業などの推進により、誰もが安全で安心して健やかに暮らせる魅力的な環境を創出します。
		人との繋がりのある地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの再生と、地域包括ケアシステムなどの強化を進め、あらゆる世代の人が地域で暮らしやすい環境を構築します。
	4. 公共交通ネットワークの再編	持続可能な公共交通ネットワークの再構築	<ul style="list-style-type: none"> 新駅整備事業や複線化事業等の鉄道幹線軸強化を初めとし、これらの結節を基本としたフィーダー系統などのネットワークの再構築を図ります。
		公共交通の利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ICカードを利用した乗り継ぎ割引などの公共交通の利便性の向上による利用促進を図ります。
	5. 都市経営の効率化	効率的で効果的な行財政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ファシリティマネジメント推進事業を始めとする既存公共施設の有効活用などによる行財政運営の適正化に努めます。
			<ul style="list-style-type: none"> 既存事業の集約再編などによる行政サービスの効率化を図ります。
	6. 市街地拡大の抑制	土地利用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能や居住、農地利用など、目指すべき都市の骨格構造に即した土地利用を推進し、居住環境を維持します。
		市街地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地等の未利用地や既存ストックを活用し、生活利便性が高いエリアへ居住を誘導することにより、市街地拡大を抑制します。
	7. 誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持	拠点との連携の確保	<ul style="list-style-type: none"> 集約拠点等の都市機能の利便性を享受できる、公共交通ネットワークを維持・確保します。
		豊かな自然と調和した生活環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティ交通構築に加え、自然と調和した豊かな地域の特長を生かしながら、小さな拠点事業を活用することにより、住み続けられる地域運営の仕組み構築を支援します。

2.今後のスケジュール

平成29年度

